

日本機能性ペプチド医療研究会 会則

第1条（名称）

本会は「日本機能性ペプチド医療研究会」（以下「本会」という。）と称する。

英文名称を Japan Society for Functional Peptide Medicine とする。

第2条（設置）

本会は特定非営利活動法人日本アンチエイジング医療協会の分科会として設置される。

第3条（目的）

本会は、機能性ペプチドおよびその医療分野への応用に関する知見の整理・共有・討議を行い、医療・研究の発展に資することを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的のため、以下を行う。

1. 研修会・講演会等の開催
2. 関連情報の収集・共有（Web等を含む）
3. その他、目的達成に必要な活動

第5条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し、代表役員の承認を得た者とする。

会員は任意に退会できる。

第6条（会費）

入会金および年会費は当面これを無料とする。

必要が生じた場合は、役員会の決議により会費を設定できる。

第7条（役員）

本会には以下の役員を置く。

- (1) 代表役員 1名
- (2) 役員 若干名

第8条（役員会・意思決定）

代表役員および役員をもって役員会を構成し、本会運営に関する事項を決定する。

役員会の決議は出席者の過半数で決する。

第9条（守秘・情報取扱い）

会員は、本会の活動を通じて知り得た非公開情報（会員情報、資料、議事内容、配布物、閲覧ページの内容等）を、本人の同意なく第三者に開示しない。

第10条（名称・資料の利用）

本会の名称・ロゴ・配布資料等は代表役員の許可なく、対外的に使用・転載しない。

第11条（免責）

本会の提供する情報は学術的・教育的目的のものであり、個別の診療判断を指示・保証するものではない。

第12条（改正）

本会則の改正は役員会の決議による。

附則

本会則は、【2026年6月1日】より施行する。

事務局：日本機能性ペプチド医療研究会 事務局

〒171-0043 東京都豊島区要町 3-12-12 コードンブリュールV201

E-mail：info@jsfpm.org